

第237回

神奈川県都市計画審議会

議 案 書

令和3年7月16日

目次

番号	議題 番号	都市名	件 名	頁
1	4390	綾瀬市	綾瀬都市計画区域区分の変更	1

議第 4390 号

綾瀬都市計画区域区分の変更

都計第 1127 号

令和 3 年 7 月 16 日

神奈川県都市計画審議会

会 長 高 見 沢 実 殿

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

綾瀬都市計画区域区分の変更について

このことについて、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議する。

綾瀬都市計画区域区分の変更(神奈川県決定)

都市計画区域区分を次のように変更する。

I 市街化区域及び市街化調整区域の区分
「計画図表示のとおり」

II 人口フレーム

区分	年次	平成 22 年	令和 7 年
都市計画区域内人口		83 千人	87 千人
市街化区域内人口		77 千人	81 千人
保留人口(うち特定保留人口)		—	— (—)

理 由 書

早川中央地区は、東名高速道路綾瀬スマートインターチェンジから南に約600mに位置しており、都市計画道路深谷早川線に接する、交通利便性の高い地区です。

本地区は、「綾瀬都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」において、「工業地として、産業フレームの範囲内で計画的市街地整備の検討を進め、その事業の実施の見通しが明らかになった段階で、農林漁業との必要な調整を行ったうえ、市街化区域へ編入するものとする。」としています。

また、本地区は、「あやせ都市マスタープラン」において、新産業拠点に位置づけ、「生産、流通、研究開発等の産業系土地利用を図る、本市の新たなものづくりの拠点となる地域」とされ、「新たな産業機能の受け皿として都市基盤整備を行い、周辺の住環境・自然的土地利用に配慮しつつ、計画的な工業・業務系土地利用を図ります。」とされています。

今回、本地区の土地利用計画が明らかになるとともに、組合施行による土地区画整理事業によって計画的な市街地整備が行われる見通しが明らかになったことから、市街化区域に編入するものです。

新 旧 対 照 表
新

綾瀬都市計画区域区分の変更(神奈川県決定)

都市計画区域区分を次のように変更する。

I 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

II 人口フレーム

区分 \ 年次	平成 22 年	令和 7 年
都市計画区域内人口	83 千人	87 千人
市街化区域内人口	77 千人	81 千人
保留人口(うち特定保留人口)	—	— (一)

旧

綾瀬都市計画区域区分の変更（神奈川県決定）

都市計画区域区分を次のように変更する。

I 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

II 人口フレーム

区分 \ 年次	平成 22 年	平成 37 年
都市計画区域内人口	83 千人	87 千人
市街化区域内人口	77 千人	81 千人
保留人口（うち特定保留人口）	—	—（—）

新旧対照表（面積増減）

種類	面積		面積増減の内訳	
	新	旧		
市街化区域	<u>1,034ha</u>	<u>1,028ha</u>	+5.8ha	市→調 0.0ha 調→市 5.8ha
市街化調整区域	<u>1,180ha</u>	<u>1,186ha</u>	△5.8ha	市→調 0.0ha 調→市 △5.8ha
都市計画区域	2,214ha	2,214ha		